イ　進学課程校舎改修　構造　鉄筋コンクリート造　２階建て　規模　建物延べ面積　約1,900㎡　工事内容　耐震補強、内装改修、外壁改修、防水改修等

ウ　研修医官棟改修　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造　８階建て　規模　建物延べ面積　約4,100㎡　工事内容　耐震補強、内装改修、外壁改修、防水改修等

エ　交換機室新設　構造　鉄筋コンクリート造　２階建て　規模　建物延べ面積　約210㎡

オ　詳細図等作成業務　一式（研修医官棟改修）

⑸　工期　平成29年３月31日まで。

ただし、交換機室新設については、平成28年11月30日までとする。

⑹　本工事における監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任期間は平成28年３月15日から平成29年３月31日までとする。

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート　約200㎥、鉄筋　約60ｔ、鉄骨　約50ｔ、ガラス　約400㎡

⑻　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑼　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに

「ア　東病棟改修　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費、鉄骨工事、防水改修工事、改修に伴う撤去工事

イ　進学課程校舎改修　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費、鉄骨工事、防水改修工事、改修に伴う撤去工事

ウ　研修医官棟改修　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費、防水改修工事、改修に伴う撤去工事

エ　交換機室新設　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費」

に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

⑽　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

⑾　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑿　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年11月20日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示すところにより、防医大㉗病棟改修建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件を全て満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において「建築一式工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

⑶　防衛省競争参加資格において「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。

⑷　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、制震構造を採用した建物の新設建築工事または制震構造による耐震補強工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。

⑸　工事全般の施工計画が適正である。

⑹　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できる。

ア　主任技術者は、二級建築士、２級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。

イ　監理技術者は、一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。

ウ　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、⑷に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていない。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。

⑼　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がない。詳細は入札説明書による。

⑽　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「病院の運用を行う室に隣接した撤去・改修工事における環境保全対策について、どのような配慮を行なうか」

・「工事現場周辺の安全確保対策について、どのような配慮を行なうか」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は40点とする。